

江別市本庁舎検討VR作成業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領に定める本プロポーザルは、江別市本庁舎検討VR作成業務を委託するに当たり、高度な技術力、豊富な経験等を有する事業者を広く募集し、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2 業務概要

江別市本庁舎建設基本設計(令和6年11月発注予定。以下「基本設計」という。)において、一体的検討を可能とする新庁舎周辺環境の3Dデータ、新庁舎ボリューム検討用3Dデータ、基本設計検討用3Dデータを作成し、その空間を取り込んだ多機能バーチャルリアリティ(VR)システムを作成する。

- (1) 委託等名 江別市本庁舎検討VR作成業務委託
- (2) 業務内容 別紙「江別市本庁舎検討VR作成業務委託特記仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年6月30日まで
- (4) 予算規模 3,640,000円(2か年総額見込額。消費税及び地方消費税を含む。)

※提案見積金額は、予算規模を超えてはならない。

3 事務局

江別市総務部庁舎建設推進室(庁舎耐震化担当)

住所：〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

電話：011-381-1407

E-mail chousha@city.ebetsu.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者(以下「参加希望者」という。)は、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 北海道内に本店又は支店等(支店等の場合においては、契約権限の委任がされていること。)を有する者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

- (3) 令和6年度江別市競争入札参加資格者名簿（物品・役務関係）において、中分類49（情報サービス、研究・調査企画サービス業）の内、小分類327（ソフトウェア業）に参加表明書の提出時点で登録されていること。
- (4) 公募の日から審査の日までのいずれの日においても、競争入札参加資格関係事務取扱要綱（平成2年4月1日市長決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者等でないこと。また、役員等が同条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (8) 平成31年度以降に国又は地方公共団体発注の建物、道路、公園等の公共空間を含んだ市街地再開発や整備検討推進を目的としたVRシステムを作成し、元請けとして契約を締結し履行完了した実績を1件以上有する者。

5 審査概要

事務局において、参加希望者の参加資格の確認及び実績の審査を行うとともに、市職員5名で組織される江別市本庁舎検討VR作成業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、技術提案書を提出するもの（以下「技術提案者」という。）の提案を審査し、第1次審査と第2次審査の合計点が最も高い者を最優秀者、次いで合計点が高い者を優秀者として、各1者選定する。

なお、参加希望者が5者以上の場合、第1次審査の上位5者を技術提案者として選定する。

(1) 第1次審査（20点満点）

事務局において、業務履行実績調書（様式第2号）に基づき参加希望者の参加資格の確認及び実績を審査し、平成31年度以降に国又は地方公共団体発注の建物、道路、公園等の公共空間を含んだ市街地再開発や整備検討推進を目的としたVRシステムを作成し、元請けとして契約を締結し履行完了した実績1件につき4点、最大20点を配点する。

(2) 第2次審査（80点満点）

選定委員会において、江別市本庁舎検討VR作成業務委託公募型プロポーザル第2次審査評価基準（別表1。以下「評価基準」という。）に基づき、技術提案書のプレゼンテーションを審査し、最大80点を配点する。

(3) 選考スケジュール(予定)

内容	日程
実施要領等の公表	令和6年 9月25日(水)
質問書受付期間	令和6年 9月25日(水)から 令和6年10月 2日(水)まで
質問に対する回答	令和6年10月 9日(水)
参加表明書等の提出期限	令和6年10月16日(水)
参加資格審査結果の通知期限	令和6年10月23日(水)まで
技術提案書の提出期限	令和6年10月30日(水)
審査(プレゼンテーション)	令和6年11月 6日(水)
審査結果通知	令和6年11月13日(水)まで
業務委託契約の締結	令和6年11月下旬

6 参加表明書等の提出

参加希望者は次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式第1号)
- ② 業務履行実績調書(様式第2号)
- ③ 会社概要が分かる資料(様式任意)
- ④ 業務の実施体制、組織体制図(様式任意。工程表、人員配置、連絡体制、プレゼンテーションへの出席者を明記すること(「9(1)プレゼンテーションの実施」参照)。

(2) 提出期限

令和6年10月16日(水)まで

(3) 提出場所

江別市総務部庁舎建設推進室(庁舎耐震化担当)

E-mail chousha@city.ebetsu.lg.jp

(4) 提出方法

電子メールで送信すること。

7 参加資格審査結果

事務局において、参加希望者の参加資格の確認等を行い、全ての参加希望者へ参加資格審査結果を令和6年10月23日(水)までに電子メールで通知する。

技術提案者として通知する者には、技術提案書で使用するアルファベット1文字を併せて送付する（「8（2）技術提案書」参照）。

8 技術提案書等の提出

技術提案者は次のとおり書類を提出すること。

（1）提出書類

①技術提案書

②提案見積書(様式任意)

（2）技術提案書

技術提案書は、評価基準の内容を踏まえた上で作成すること。

技術提案書の様式は、A4サイズ横向き、各ページの右上に「7 参加資格審査結果」で伝えたアルファベット1文字を全ページに挿入し、20ページ以内（表紙や目次もページ数に含む。）とする。

選定委員会で印刷し閲覧する可能性があるため、パワーポイント等で資料を作成する場合、A4サイズの比率（297mm×210mm）で作成すること。

（3）提案見積書(様式任意)

提案見積書の標題を「江別市本庁舎検討VR作成業務委託提案見積書」として、「7 参加資格審査結果」で伝えたアルファベット1文字、合計金額、提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳（数量含む。）についても記載すること。

なお、提案見積書にて提示された金額は、公募型プロポーザルにおいてのみ使用し、契約事務における見積書として使用しない。

（4）提出期限

令和6年10月30日(水)まで

（5）提出方法

電子メールで送信又はDVDで郵送すること。

（6）提出先

江別市総務部庁舎建設推進室(庁舎耐震化担当)

(〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 江別市役所2階)

E-mail chousha@city.ebetsu.lg.jp

（7）注意事項

① 提出書類は、提出期限後の差替え、再提出及び追加を認めない。

② 提出された書類（データ含む）は、返却しない。

9 技術提案書の審査及び選定

(1) プレゼンテーションの実施

選定委員会において、技術提案内容をより理解するため、次のとおりプレゼンテーションを行うものとする。

① 実施日

令和6年11月6日(水)

② 実施場所

江別市高砂町6番地 江別市民会館 31号会議室(予定)

③ 実施方法

プレゼンテーションへの出席者は、「6 参加表明書等の提出 (1) ④ 業務の実施体制、組織体制図」に記載された者の内、3名以内とする。

1者の持ち時間は40分以内(提案30分以内、質疑応答10分以内)とし、追加の資料提出は認めない。

プレゼンテーションでは、VRシステムのサンプルを実際に動かして、わかりやすく説明をすること。スクリーン、プロジェクターは市が用意するが、その他プレゼンテーションに必要な機器等は提案者各自で準備すること。

④ その他

実施日時やプレゼンテーションの順番等の詳細については、別途通知するものとする。

(2) 審査経過の通知

審査結果は、技術提案者全員に通知する。

10 質問の受付及び回答

本件に関する質問は、参加表明書及び技術提案書の作成に係る質問に限るものとし、配点表及び審査に関する質問は受け付けない。

(1) 提出期限

令和6年10月2日(水)必着

(2) 提出方法

電子メールで送信すること(様式任意)。持参、口頭及びFAXによる質問は受け付けない。

(3) タイトル

電子メールの標題に「江別市本庁舎検討VR作成業務委託公募型プロポーザル質問票(事業者名)」と明記すること。

(4) 提出先

江別市総務部庁舎建設推進室(庁舎耐震化担当)

E-mail chousha@city.ebetsu.lg.jp

(5) 質問に対する回答

質問及び回答は、質問者名を伏せ、令和6年10月9日（水）までに、市ホームページ上で回答する。ただし、質問内容が本プロポーザルの評価等に影響を及ぼすおそれがある場合は、回答できない旨をホームページ上で周知する。

なお、質問によって、本実施要領及び特記仕様書の内容に変更が生じた場合は、回答をもって周知したものとする。

1.1 失格要件

参加希望者及び技術提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- (1) 提出書類がこの実施要領等の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類がこの実施要領等に応示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 審査の公平を害する行為又は信義に反する行為があった場合
- (5) 選定委員会委員又は事務局に対し、この業務に関する助言を求めることや不正な接触を行った場合
- (6) 他の参加希望者、技術提案者と技術提案の内容またはその意思について相談した場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為をした場合

1.2 契約の締結

江別市と最優秀者（受託候補者）は、業務実施の詳細について協議を行い、合意に達した場合は随意契約の方法により契約を締結する。なお、受託候補者との協議が合意に達しない場合は、優秀者（次点者）と同様の協議を行うものとする。

1.3 その他の事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 資料作成経費及び旅費等の必要経費は、全て技術提案者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び技術提案書等の提出書類は返却しない。
- (4) 本プロポーザルについて、技術提案者が1者の場合であっても、選定委員会において技術提案書等の内容の審査を行い、選定の判断を行う。
- (5) 審査の経緯及び結果についての異議は一切受け付けない。